

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当てる場合は、
その翌日)

◇ 告 示

目 次

- 鳥取県行政書士会の会則の変更の認可
- 農地法による土地配分計画
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

土地改良事業計画等の適否の決定
土地改良事業の認可

〃

土地改良法による換地計画の適否の決定

〃 〃

土地の用途廃止

告示

鳥取県告示第九百八十四号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会の会則の変更を昭和四十六年十一月三十日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十八条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変更の内容

新たに報酬に関する規定を設けることに伴い、現行の会則の全部を変更するものである。

鳥取県告示第九百八十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 区分 | 地区名 | 所在地 | | 入植者 予定売 渡口数 | 増反者 予定売 渡口数 | 備考 |
|----|-----------------|-----|-------|-------------------|-------------------|----------|
| | | 郡 | 町大字 | | | |
| 土地 | 逢坂外四 (上中山) | 西伯 | 中山羽田井 | 五 | 二、〇五七 | |
| 土地 | 逢坂外四 (上中山第二) | 西伯 | 中山羽田井 | 四 | 一、二八〇 | |
| 土地 | 若桜 | 八頭 | 若桜諸鹿 | 一 | 四、五七一 | 一 三一、六九四 |

鳥取県告示第九百八十六号

西伯郡西伯町江原入会林野整備組合長西伯郡西伯町大字中五九一番地桑村進から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十六年十一月三十日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
江原入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十六年十二月八日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県農林部林務課及び西伯町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は、就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大沢池土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

| | | |
|----|-------|----------|
| 理事 | 上山吉平 | 鳥取市百谷一九二 |
| " | 柳原光久 | 二四 |
| " | 谷口頼男 | 一六五 |
| " | 森本輝夫 | 八二 |
| " | 谷口益男 | 滝山三二二ノ一 |
| " | 谷口清水 | 三〇三 |
| " | 伊藤利夫 | 三〇〇 |
| " | 伊藤秀雄 | 二九七 |
| " | 新辰雄 | 小西谷五七 |
| " | 小林寿雄 | 卯垣二一九ノ二 |
| " | 馬淵光義 | 二五二 |
| 監事 | 小谷喜代治 | 百谷一五九 |
| " | 浦木市春 | 滝山二 |

昭和四十五年三月二十日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十五年四月一日就任 任期二年（昭和四十七年三月三十一日まで）

大沢池土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

| | | |
|-----------|-------|----------|
| 理事 | 谷口光春 | 鳥取市百谷二四〇 |
| " | 上山吉平 | 一九二 |
| " | 谷口頼男 | 一六二 |
| " | 森本輝夫 | 八二 |
| " | 坂本清蔵 | 滝山二九六 |
| " | 谷口益男 | 三二二ノ一 |
| " | 浦木市春 | 二 |
| " | 森本寅吉 | 三四一 |
| " | 新辰雄 | 小西谷五七 |
| " | 馬淵哲太郎 | 卯垣二一 |
| " | 小林寿雄 | 二一九ノ二 |
| " | 柳原春三 | 百谷五六 |
| 監事 | 伊藤利夫 | 滝山三〇〇 |
| " | 竹内寿蔵 | 小西谷三二 |
| " | 馬淵雄 | 卯垣二五 |
| 任期満了により退任 | | |

花見東郷土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

| | | |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 仙賀照正 | 東伯郡東郷町大字佐美二三四 |
| 監事 | 山崎義秋 | 埴見七六 |
| | 村崎時太郎 | 長江八〇六 |
| | 前田常盛 | 門田七六六 |
| | 岡本肇 | 門田三七六 |
| | 岡本積 | 長江三〇五ノ三 |
| | 鹿田英勇 | 長和田六一九 |
| | 足立春人 | 長和田五五ノ六 |
| | 鹿田近雄 | 五八九 |
| | 山田清晴 | 野花四八〇 |
| | 森 弥之助 | 引地三六六 |
| | 前田盤雄 | 三三五 |
| | 中村 奨 | 小鹿谷二四八 |
| | 前田茂雄 | 一八四ノ一 |
| | 前田準一 | 田畑一六九ノ二 |
| | 徳田幸宜 | 二四九 |
| | 徳井俊市 | 国信二〇四 |
| | 榎本益美 | 方面一八三 |
| | 下山勝一 | 高辻二五三 |
| | 森田保雄 | 川上九五五 |
| | 森反義雄 | 九五八 |
| 監事 | 清水政利 | 埴見一三八 |

理事 音田忠義

清水滋雄

監事 佐々木 裕

昭和四十六年十月七日開催の第一回総代会において役員選挙の結果当選し、昭和四十六年十月七日就任 任期四年(昭和五十年十月六日まで)

花見東郷土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

| | | |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 仙賀照正 | 東伯郡東郷町大字佐美二三四 |
| 監事 | 山崎義秋 | 埴見七六 |
| | 村崎時太郎 | 長江八〇六 |
| | 前田常盛 | 門田七六六 |
| | 岡本肇 | 三七六 |
| | 前田 泰 | 四二七 |
| | 鹿田英勇 | 長和田六一九 |
| | 足立春人 | 五五一ノ六 |
| | 鹿田近雄 | 五八九 |
| | 山田清晴 | 野花四八〇 |
| | 森 弥之助 | 引地三六六 |
| | 前田盤雄 | 三三五 |
| | 中村 奨 | 小鹿谷二四八 |
| | 前田茂雄 | 一八四ノ一 |
| | 前田準一 | 田畑一六九ノ二 |
| | 徳田幸宜 | 田畑二四九 |

徳井俊市 国信二〇四
 榎本益美 方面一八三
 下山勝一 高辻二五三
 森田保雄 川上九五五
 森反義雄 川上九五八
 清水政利 埴見一三八
 昭和四十六年十月七日第一回総代会で役員選挙が行なわれたので土地改良法第十八条第十二項の規定により昭和四十六年十月七日退任

日置谷土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 山本壽延 気高郡青谷町大字奥崎二一五
 石田時夫 蔵内一九五
 島尾政美 奥崎一六八
 赤穂義夫 養一六二
 山根秀雄 大坪三六九
 谷口保男 大坪四三四
 前家喬二 奥崎一六一
 中尾源蔵 善田一六九ノ一
 中島喜美穂 養郷七〇ノ八
 滝下武夫 蔵田三四七
 山下光男 大坪二五一
 大口善一 奥崎四七
 田中守隆 大坪三四八

谷口政信 蔵内二八一
 北島壽雄 養郷七九
 青木忠重 大坪二七四
 野崎秀雄 養郷一〇六
 滝本英孝 蔵内二八六
 嶋本英孝 養郷一一二
 谷口植夫 奥崎一九八
 村尾永一 善田一七七
 中村林蔵 奥崎二〇〇
 片岡徳太郎 蔵内三四〇
 奥屋武 奥崎一五四
 赤穂勝実 養郷一三五

昭和四十五年十月三十一日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和四十五年十一月三日就任 任期二カ年(昭和四十七年十一月二日まで)

日置谷土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 山本壽延 気高郡青谷町大字奥崎二一五
 石田時夫 蔵内一九五
 田中紋蔵 善田一四九ノ一
 滝下武夫 蔵内三四七
 滝武信 二八六
 中尾源蔵 善田一六九ノ一

| | |
|-----------|--------|
| 谷口 慎夫 | 奥崎一九八 |
| 前家 喬二 | 一六一 |
| 嶋本 英孝 | 養郷一一二 |
| 山下 光男 | 大坪二五一 |
| 谷口 保男 | 四三四 |
| 山根 秀雄 | 三六九 |
| 村尾 永一 | 善田一七七 |
| 中島 喜美穂 | 養郷七〇ノ八 |
| 田中 守隆 | 大坪三四八 |
| 赤穂 義夫 | 養郷一六二 |
| 大口 善一 | 奥崎四七 |
| 谷口 政信 | 藏内二八一 |
| 野崎 秀雄 | 養郷一〇六 |
| 青木 忠重 | 大坪二七四 |
| 島尾 政美 | 奥崎一六八 |
| 監事 片岡 徳太郎 | 藏内三四〇 |
| 山根 知二 | 大坪三一五 |
| 中村 林藏 | 奥崎二〇〇 |
| 北島 節 | 養郷八五 |

任期満了により退任

箕蚊屋土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 植田 森男 米子市古豊千六五四

監事 河本 愷也 千二六六
 欠員により補欠選挙の結果昭和四十六年十月三十日就任 任期(昭和四十九年四月五日まで)

鳥取県告示第九百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を昭和四十六年十二月二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百八十九号

鳥取県東伯郡泊村大字園六六六番地森義雄ほか四十四人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(泊地区農地開発)事業計画の変更については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百九十号

昭和四十六年十一月十六日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良(谷

地区老朽ため池補強)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十一号

昭和四十六年十月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(江津地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十二号

昭和四十六年十一月八日付で東伯町長から申請のあつた土地改良(下伊勢地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十三号

昭和四十六年八月十八日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（中尾地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十四号

昭和四十六年八月十八日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（天王地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十五号

昭和四十六年十一月八日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（良ツコウ地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十六号

昭和四十六年十一月十日付で鹿野町長から申請のあつた土地改良（広木地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十七号

昭和四十六年十月二十三日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良（横手地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十八号

昭和四十六年十一月一日付で岩美町長から申請のあつた土地改良（恩志地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十九号

昭和四十六年十一月十六日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良(志津地区老朽ため池補強)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千号

昭和四十六年十月二十日付で気高町長から申請のあつた土地改良(宝木地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千一号

昭和四十六年七月二十二日付で鳥取市大塚二三九番地中島常雄ほか六十七人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認められたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(新屋地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千三百号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(阿尾緑地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月

二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千四百号

大栄町長から申請のあつた町営土地改良(原地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千五百号

赤碓町長から申請のあつた町営土地改良(高野地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千六百号

北条町長から申請のあつた町営土地改良(島地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七号

淀江町長から申請のあつた町営土地改良（小清水地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良（畑池地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（鴨部地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月

二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十号

北条町長から申請のあつた町営土地改良（島地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十一号

八東町長から申請のあつた町営土地改良（新興寺地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十二号

用瀬町長から申請のあつた町営土地改良（安蔵地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月

二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千十三号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(神福地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千十四号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(笠木地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千十五号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(福万来地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月

二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千十六号

北条町長から申請のあつた町営土地改良(鳥地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千十七号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良(天神野地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千十八号

昭和四十六年八月十七日付けで東伯郡関金町大字関金宿二七五番地南谷土地改良区から申請のあつた横峰地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次の

とおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第千十九号

昭和四十六年八月二十日付けで西伯郡中山町赤坂六六番地中山町から申請のあつた庄田地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第千二十号

昭和四十六年七月五日付けで倉吉市葵町七百二十二番地倉吉市長から申請のあつた倉吉市岩倉地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

鳥取県告示第千二十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月一日から用途廃止した。

昭和四十六年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | | |
|---------------------------------------|-----|-----------------|-----|
| 倉吉市米田字海又一八三ノ一番地先から同市米田 字海又一八七番地先まで | 場 所 | 面 積 (平方メートル) | 用 途 |
| | | 二五・一七 | 道路敷 |